

令和 8 年 5 月 19 日  
北谷町教育委員会教育長決裁

## 令和 8 年度北谷町まちなか留学補助事業募集要項

### 1 目的

令和 8 年度「沖縄国際交流体験促進事業」へ参加する児童生徒の費用を北谷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が補助することで、ホームステイを通じた異文化交流体験への参加を促進するとともに、生徒の語学への興味関心や学びの意欲を喚起することによって、国際性豊かな人材育成に寄与する。

### 2 実施事業者

令和 8 年度「沖縄国際交流体験促進事業」採択事業者 HelloWorld 株式会社

### 3 実施期間

#### (1) 国際交流体験事業への参加期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 1 月 31 日（日）まで

#### (2) 補助金交付の申請期間

補助金の交付を受けられる者（以下「補助金交付対象者」という。）の決定の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

### 4 対象

町立小学校及び中学校に在籍する、又は北谷町に住所を有し、学校教育法に基づく小学校及び中学校に在籍する小学 3 年生から中学 3 年生までの児童生徒で下記の要件をすべて満たす者とする。

(1) 健康で積極的に活動できる者

(2) 北谷町まちなか留学補助事業後も北谷町の事業や地域活動に協力できる者

(3) 過去に教育委員会の実施する「ハワイ短期留学派遣事業」又は「英国派遣事業」に参加したことのない者

### 5 募集期間

令和 8 年 6 月 8 日（月）から 6 月 26 日（金）まで

### 6 募集人数

補助金交付対象者の募集人数については、下表のとおりとし、応募者多数の場合は教育委員会による抽選を行う。なお、前年度の北谷町まちなか留学に関して決定を受けていない者を優先とする。

参加区分	日帰り	2日間 (1泊2日)	3日間 (2泊3日)
募集人数	10人程度	40人程度	20人程度

## 7 応募及び補助の決定について

- (1) 補助金交付を希望する児童生徒の保護者は、専用の申込みフォームから北谷町まちなか留学補助事業に応募する。なお、申込みフォームは北谷町ホームページ等で公開する。
- (2) 教育委員会は補助金交付対象者を決定し、北谷町ホームページにて令和8年6月30日（火）までに公表する。

## 8 補助金の交付等について

補助金の交付等について必要な事項は、北谷町まちなか留学補助金交付要項で定める。

なお、補助金の額については、内閣府が実施する「沖縄国際交流体験促進事業」において内閣府補助を差し引いた体験費用の自己負担額の全額とする。

### 【参 考】

参加区分		日帰り	2日間 (1泊2日)	3日間 (2泊3日)
補助金の額 (自己負担)	通常	9,500円	12,700円	26,800円
	夏休み	10,500円	13,700円	27,800円

※夏休み期間：令和8年7月17日（金）から8月23日（日）まで

## 9 応募・補助金交付申請等の手順について

- (1) 要保護世帯又は準要保護世帯に該当しない場合
  - ①北谷町まちなか留学補助事業に応募し、補助金交付対象者に決定。
  - ②実施事業者へ内閣府補助を差し引いた体験費用の自己負担額を支払い、国際交流体験事業に参加。
  - ③実施事業者から、国際交流体験に係る領収書等を受領。
  - ④教育委員会への補助金交付申請及び請求。
- (2) 要保護世帯又は準要保護世帯に該当する場合
  - ①北谷町まちなか留学補助事業に応募し、補助金交付対象者に決定。
  - ②教育委員会が、内閣府補助を差し引いた体験費用の自己負担額の全額を負担し、国際交流体験事業に参加。

#### 1 0 個人情報取り扱いについて

当事業において収集した情報は、使用目的の範囲内で適切に取り扱うものとする。ただし、国際交流体験中に撮影した写真については、広報誌や北谷町ホームページ等に掲載する場合がある。

#### 1 1 国際交流体験中のケガ及びトラブルについて

ケガ及びトラブルについては実施事業者にて対応する。実施事業者と児童生徒及びその保護者間に生じたトラブルについては、当事者双方において解決を図ることとする。

#### 1 2 事業内容の変更及び中止について

- (1) 天災などの影響により事業開始及び事業継続が困難と判断した場合は、事業内容を変更又は中止する。
- (2) その他教育長が必要と認める場合は、事業内容を変更又は中止する。

#### 1 3 その他

この要項に定めるもののほか、募集に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 1 4 問合せ先

北谷町教育委員会 教育部 社会教育課 社会教育係  
電話番号：098-982-7707（直通）

#### 附 則

この要項は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。